

市区町村別集計項目(推進体制等)

千葉県	
市区町村数	54

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
								有		無	有		無		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間				
						27	38	7			49						
12	100	千葉市	男女共同参画課	1	1	1	1	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	2002年9月25日	2003年4月1日	0	ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン	2016年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
12	202	銚子市	企画室	1	2	1	1				0	第3次銚子市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
12	203	市川市	多様性社会推進課	1	2	1	1	市川市男女共同参画社会基本条例	2006年12月20日	2007年4月1日	0	市川市男女共同参画基本計画	2008年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
12	204	船橋市	市民協働課	1	2	1	1				0	第4次船橋市男女共同参画計画「プラン」	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12	205	館山市	市民協働課	1	2	1	1				0	第4期館山市男女共同参画推進プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
12	206	木更津市	企画部オーガニックシティ推進課	1	2	0	1				1	第5次木更津市男女共同参画計画	2022年3月 ~ 2026年3月	1	1		
12	207	松戸市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
12	208	野田市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	第4次野田市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
12	210	茂原市	企画政策課	1	2	0	1				0	男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第4次)～	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
12	211	成田市	市民協働課	1	2	0	1				0	第4次成田市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
12	212	佐倉市	自治人権推進課	1	1	1	1	佐倉市男女平等参画推進条例	2002年12月27日	2003年4月1日	0	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】	2020年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
12	213	東金市	企画課	1	2	0	0				0	第3次東金市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
12	215	旭市	市民生活課	1	2	0	1				0	第2次旭市男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
12	216	習志野市	男女共同参画センター	1	1	1	1	習志野市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年7月1日	0	習志野市第3次男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
12	217	柏市	共生・交流推進センター	1	2	1	1				3	第3次柏市男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
12	218	勝浦市	企画課	1	2	0	0				0	第2次勝浦市男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2027年3月	1	1		
12	219	市原市	総合計画推進課	1	2	1	1	市原市男女共同参画社会づくり条例	2004年12月22日	2005年4月1日	0	いちほら男女共同参画社会づくりプラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12	220	流山市	男女共同参画室	1	1	1	1				2	流山市第4次男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
12	221	八千代市	企画部 企画経営課 男女共同参画センター	1	1	1	1				0	第2次やちよ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1		
12	222	我孫子市	男女共同参画室	1	1	1	1	我孫子市男女共同参画条例	2006年3月27日	2006年7月1日	0	我孫子市第3次男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
12	223	鴨川市	総務課	1	2	0	1				0	第3次鴨川市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12	224	鎌ヶ谷市	男女共同参画室	1	1	1	1				3	第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画(かがやきプラン)	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
12	225	君津市	市民活動支援課	1	2	1	1				0	第4次君津市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
12	226	富津市	企画課	1	2	1	1	富津市男女共同参画のまちづくり条例	2009年3月26日	2009年4月1日							1
12	227	浦安市	多様性社会推進課	1	2	1	1				0	第3次うらやす男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12	228	四街道市	政策推進課	1	2	1	1				0	第4次四街道市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
12	229	袖ヶ浦市	企画政策部 市民協働推進課	1	2	1	1				0	第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画はっぴープラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
12	230	八街市	企画政策課	1	2	0	0				0	第3次八街市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12	231	印西市	市民活動推進課	1	2	1	1				0	第3次印西市男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
12	232	白井市	市民活動支援課	1	2	1	1				0	白井市男女平等推進行動計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
12	233	富里市	経営戦略課	1	2	1	1				0	富里市男女共同参画計画(第2次)改訂版	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
12	234	南房総市	市民課	1	2	0	0				0	第3次南房総市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
12	235	匝瑺市	企画課	1	2	0	1				0	第3次匝瑺市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12	236	香取市	市民協働課	1	2	1	1				0	第2次香取市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2026年3月	1	1		
12	237	山武市	企画政策課	1	2	1	1				0	第3次山武市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
12	238	いすみ市	企画政策課	1	2	0	1				0	第3次いすみ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12	239	大網白里市	地域づくり課	1	2	0	1				0	第2次大網白里市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
12	322	酒々井町	住民協働課	1	2	0	0				0	酒々井町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12	329	栄町	環境協働課 協働推進室	1	2	0	0				0	栄町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
12	342	神崎町	まちづくり課	1	2	0	0				0						1
12	347	多古町	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次多古町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
12	349	東庄町	総務課	1	2	0	0				2	第2次東庄町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)							
								有		無	有				無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
12	403	九十九里町	企画財政課	1	2	1	0										1
12	409	芝山町	企画空港政策課	1	2	0	0										1
12	410	横芝光町	企画空港課	1	2	0	1										
12	421	一宮町	企画広報課	1	2	0	0										
12	422	睦沢町	総務課	1	2	0	1										
12	423	長生村	総務課	1	2	0	0										
12	424	白子町	企画財政課	1	2	0	0										1
12	426	長柄町	総務課	1	2	0	0										
12	427	長南町	企画政策課	1	2	0	1										
12	441	大多喜町	企画課	1	2	0	0										
12	443	御宿町	企画財政課(男女共同参画)・保健福祉課(DV関係)	1	2	0	0										
12	463	鋸南町	総務企画課	1	2	0	1										

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			10							1	9	8	2	0	8	2	0
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター		260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208番地2(千葉市ハーモニープラザ内)	043-209-8771	043-209-8776	http://www.chp.or.jp/danjo/		○		○				○
12	202	銚子市															
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	ウイズ	272-0034	千葉県市川市市川1-24-2	047-322-6700	047-322-6888	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html		○	○			○		
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター		273-0005	船橋市本町1-3-1フェイスビル5階	047-423-0757	047-423-3436	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html		○	○			○		
12	205	館山市															
12	206	木更津市															
12	207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	ゆうまつど	271-0091	千葉県松戸市本町14番地の10	047-364-8783	047-364-7888	https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/	○		○			○		
12	208	野田市															
12	210	茂原市															
12	211	成田市															
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	ミウズ	285-0837	千葉県佐倉市王子台1丁目23番地 レイクピアウスイ3階	043-460-2580	043-460-2582	http://www.mews.shiteikan-ri-sakura.jp/		○		○				○
12	213	東金市															
12	215	旭市															
12	216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	ステップならしの	275-0016	千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307	047-453-9327	https://www.city.narashino.lg.jp/		○	○			○		
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター		277-0005	千葉県柏市柏1-7-1-301 Day Oneタワー3F	04-7167-1127	04-7165-7323	https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosei-c/sankakueye/6696.html		○	○			○		
12	218	勝浦市															
12	219	市原市															
12	220	流山市															
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター		276-0033	千葉県八千代市八千代台南1-11-6 八千代台東南公共センター4階	047-485-7088	047-485-7398	https://www.city.yachiyo.chiba.jp/102500/page000021.html		○	○			○		
12	222	我孫子市															
12	223	鴨川市															
12	224	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター		273-0101	千葉県鎌ヶ谷市富岡1-1-3 ショッピングプラザ鎌ヶ谷3階	047-401-0891	047-401-0892	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-danjokyoudo/danjo_center/index.html		○	○			○		
12	225	君津市															
12	226	富津市															

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	名称	所在地等				施設形態		管理・運営主体							
				愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
12	227	浦安市	多様性社会推進課	ルピナス	279-0004	千葉県浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2階	047-712-6803	047-353-1145	https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/index.html		○	○			○		
12	228	四街道市															
12	229	袖ヶ浦市															
12	230	八街市															
12	231	印西市															
12	232	白井市															
12	233	富里市															
12	234	南房総市															
12	235	匝瑳市															
12	236	香取市															
12	237	山武市															
12	238	いすみ市															
12	239	大網白里市															
12	322	酒々井町															
12	329	栄町															
12	342	神崎町															
12	347	多古町															
12	349	東庄町															
12	403	九十九里町															
12	409	芝山町															
12	410	横芝光町															
12	421	一宮町															
12	422	睦沢町															
12	423	長生村															
12	424	白子町															
12	426	長柄町															
12	427	長南町															
12	441	大多喜町															
12	443	御宿町															
12	463	鋸南町															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

千葉県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
10					10	9	10	10	3	5	2	1	6					
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター	1999年12月1日	7	16	45,555	○	○	○	○		○					
12	202	銚子市			0	0	0											
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	1991年11月1日	6	16	22,816	○	○	○	○	○		○	○	○		
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター	1994年4月1日	2	3	3,820	○		○	○							
12	205	館山市			0	0	0											
12	206	木更津市			0	0	0											
12	207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	1980年11月29日	5	13	56,848	○	○	○	○			○				男女共同参画センター管理・運営・受付
12	208	野田市			0	0	0											
12	210	茂原市			0	0	0											
12	211	成田市			0	0	0											
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	2003年4月1日	0	11	20,624	○	○	○	○		○					
12	213	東金市			0	0	0											
12	215	旭市			0	0	0											
12	216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	2003年11月1日	5	1	4,332	○	○	○	○	○	○					○
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター	2016年5月14日	4	4	11,445	○	○	○	○	○	○					○
12	218	勝浦市			0	0	0											
12	219	市原市			0	0	0											
12	220	流山市			0	0	0											
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター	1989年6月1日	3	4	1,267	○	○	○	○							○
12	222	我孫子市			0	0	0											
12	223	鴨川市			0	0	0											
12	224	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	2006年10月1日	0	6	6,151	○	○	○	○		○					
12	225	君津市			0	0	0											
12	226	富津市			0	0	0											
12	227	浦安市	多様性社会推進課	2002年10月1日	4	2	11,534	○	○	○	○							○ ネットワークづくり、ミーティングスペースの貸し出し
12	228	四街道市			0	0	0											
12	229	袖ヶ浦市			0	0	0											
12	230	八街市			0	0	0											
12	231	印西市			0	0	0											
12	232	白井市			0	0	0											
12	233	富里市			0	0	0											
12	234	南房総市			0	0	0											
12	235	匝瑳市			0	0	0											

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他	
12	236	香取市			0	0	0											
12	237	山武市			0	0	0											
12	238	いすみ市			0	0	0											
12	239	大網白里市			0	0	0											
12	322	酒々井町			0	0	0											
12	329	栄町			0	0	0											
12	342	神崎町			0	0	0											
12	347	多古町			0	0	0											
12	349	東庄町			0	0	0											
12	403	九十九里町			0	0	0											
12	409	芝山町			0	0	0											
12	410	横芝光町			0	0	0											
12	421	一宮町			0	0	0											
12	422	睦沢町			0	0	0											
12	423	長生村			0	0	0											
12	424	白子町			0	0	0											
12	426	長柄町			0	0	0											
12	427	長南町			0	0	0											
12	441	大多喜町			0	0	0											
12	443	御宿町			0	0	0											
12	463	鋸南町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			1			37	3	8.1	44	2	4.5	17	1	5.9	13	0	0.0	9,232	678	7.3
12	100	千葉市				1	0	0.0	2	1	50.0							1100	165	15.0
12	202	銚子市				1	0	0.0	1	0	0.0							225	16	7.1
12	203	市川市				1	0	0.0	2	0	0.0							226	28	12.4
12	204	船橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							887	89	10.0
12	205	館山市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	4	2.6
12	206	木更津市				1	0	0.0	1	1	100.0							227	11	4.8
12	207	松戸市				1	0	0.0	2	0	0.0							347	22	6.3
12	208	野田市				1	0	0.0	1	0	0.0							334	13	3.9
12	210	茂原市				1	0	0.0	1	0	0.0							237	14	5.9
12	211	成田市				1	0	0.0	1	0	0.0							286	18	6.3
12	212	佐倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							254	26	10.2
12	213	東金市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	0	0.0
12	215	旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	4	2.6
12	216	習志野市				1	0	0.0	1	0	0.0							249	30	12.0
12	217	柏市				1	1	100.0	2	0	0.0							295	35	11.9
12	218	勝浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							49	0	0.0
12	219	市原市				1	0	0.0	2	0	0.0							515	24	4.7
12	220	流山市				1	0	0.0	1	0	0.0							183	12	6.6
12	221	八千代市				1	0	0.0	1	0	0.0							250	22	8.8
12	222	我孫子市	2001年6月26日	我孫子市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							190	23	12.1
12	223	鴨川市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	2	2.1
12	224	鎌ヶ谷市				1	1	100.0	1	0	0.0							100	18	18.0
12	225	君津市				1	1	100.0	1	0	0.0							204	7	3.4
12	226	富津市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
12	227	浦安市				1	0	0.0	2	0	0.0							83	5	6.0
12	228	四街道市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	5	5.8
12	229	袖ヶ浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							189	8	4.2
12	230	八街市				1	0	0.0	1	0	0.0							39	0	0.0
12	231	印西市				1	0	0.0	1	0	0.0							194	10	5.2
12	232	白井市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	8	8.2
12	233	富里市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	11	9.6
12	234	南房総市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	0	0.0
12	235	匝瑳市				1	0	0.0	1	0	0.0							105	0	0.0
12	236	香取市				1	0	0.0	1	0	0.0							310	8	2.6
12	237	山武市				1	0	0.0	1	0	0.0							265	13	4.9

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数	女性 比率 (%)
12 238	いすみ市					1	0	0.0	1	0	0.0							91	0	0.0
12 239	大網白里市					1	0	0.0	1	0	0.0							116	9	7.8
12 322	酒々井町											1	0	0.0	1	0	0.0	39	3	7.7
12 329	栄町											1	0	0.0	1	0	0.0	38	3	7.9
12 342	神崎町											1	0	0.0	0	0	0.0	23	0	0.0
12 347	多古町											1	1	100.0	1	0	0.0	53	0	0.0
12 349	東庄町											1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
12 403	九十九里町											1	0	0.0	1	0	0.0	45	0	0.0
12 409	芝山町											1	0	0.0	1	0	0.0	57	2	3.5
12 410	横芝光町											1	0	0.0	1	0	0.0	89	3	3.4
12 421	一宮町											1	0	0.0	1	0	0.0	36	2	5.6
12 422	睦沢町											1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
12 423	長生村											1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
12 424	白子町											1	0	0.0	0	0	0.0	32	0	0.0
12 426	長柄町											1	0	0.0	1	0	0.0	48	2	4.2
12 427	長南町											1	0	0.0	0	0	0.0	28	1	3.6
12 441	大多喜町											1	0	0.0	1	0	0.0	63	0	0.0
12 443	御宿町											1	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0
12 463	鋸南町											1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)				(再掲)市町村防災会議(会長を含む)				調査時点コード												
	目標値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)	調査時点コード	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他							
			2,236	1,834	28,036	7,956	28.4																																	
千葉県	38.0	2023年3月	103	99	1,490	463	31.1	法律・政令・条例により設置されている審議会等	99	95	1,525	468	30.7	6	5	62	9	14.5	72	10	13.9	73	10	13.7	1		1													
千葉市	30.0	2023年3月	63	50	1,012	276	27.3	法令・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、委員会等	28	22	358	69	19.3	5	5	28	5	17.9				25	2	8.0	1		1													
市川市	36.0	2023年3月	51	48	764	235	30.8	条例を根拠に設置している審議会等	51	48	764	235	30.8	6	5	29	7	24.1	51	6	11.8	52	6	11.5	1		1													
船橋市	40.0	2026年3月	81	72	1,245	393	31.6	1法律又は条例により設置されている審議会等2要綱等により設置されている懇談会、会議等※上記審議会等数は、基準日時点で委員がいる審議会等数であり、委員がいなくなる場合は数から除外する	40	33	754	240	31.8	6	6	32	9	28.1	43	5	11.6	44	5	11.4	1		1													
館山市	30.0	2023年3月	40	36	525	155	29.5	法令・条例に基づいて設置された審議会その他、市が委嘱する委員会も含める	35	32	461	132	28.6	5	2	23	4	17.4				34	5	14.7	1		1													
木更津市	40.0	2026年3月	53	49	746	212	28.4	設置の根拠として例規があり、かつ委員の委嘱を行っているもの	23	22	374	90	24.1	6	4	36	5	13.9	39	6	15.4	40	6	15.0	1		1													
松戸市	40.0	2023年3月	91	78	1,153	289	25.1	地方自治法第138条の4第3項の規定により付属機関として設置されるもの及び規則、要綱等により設置されている審議会、委員会、協議会等	63	59	829	232	28.0	6	5	34	6	17.6				43	10	23.3	1		1													
野田市	50.0	2025年3月	48	46	716	268	37.4	法令・条例により設置されている審議会等	48	46	716	268	37.4	6	3	30	4	13.3	35	6	17.1	36	6	16.7	1		1													
成田市	40.0	2027年3月	51	37	651	159	24.4	法令・条例、規則、要綱等	47	33	542	124	22.9	5	3	28	4	14.3	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1													
佐倉市	35.0	2023年3月	50	46	644	179	27.8	法令必置の附属機関、法律や条例により設置されている附属機関、規則等は要綱等により設置されているその他協議会等	42	35	525	132	25.1	5	4	33	9	27.3	43	4	9.3	44	4	9.1	1		1													
鎌倉市	30.0	2026年3月	48	38	725	172	23.7	法律・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、委員会	39	36	533	162	30.4	5	4	30	6	20.0	36	6	16.7	37	6	16.2	1		1													
旭市	30.0	2024年3月	45	37	528	136	25.8	重宝市の各部署で所管する審議会等	21	18	250	50	20.0	5	2	28	5	17.9	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1													
習志野市		期限なし	66	53	778	230	29.6	法律・政令・条例により設置されている審議会、委員会等 条例・規則又は要綱等により設置されている会議等	43	38	594	177	29.8	5	5	30	8	26.7				38	3	7.9	1		1													
柏市	65.0(附属機関で女性委員が35%以上である割合を65%)	2020年4月(※現在次期計画制定中)	94	79	1,160	368	31.7	第202条の3に該当する附属機関、個別事案ごとに設置する組織(プロポーザル方式選定委員会等)、懇談会等	57	54	875	301	34.4	5	4	49	10	20.4	42	7	16.7	43	8	18.6	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1											
勝浦市	25.0	2027年3月	28	21	230	57	24.8	法令・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、委員会	18	15	175	42	24.0	5	2	22	3	13.6				16	3	18.8	1		1													
市原市	40.0	2027年3月	98	73	1,122	273	24.3	地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関・規則、要綱等はほかの規程により設置されている審議会、協議会又は懇談会等のうち、市職員が構成員となっているもの	67	55	856	208	24.3	5	3	33	7	21.2	39	5	12.8	40	5	12.5	1		1													
流山市	40.0	2025年3月	40	39	602	242	40.2	法律・政令・条例に基づき設置されている審議会等及び市が設置している協議会等	33	32	460	172	37.4	5	3	26	6	23.1				32	8	25.0	2	2022年3月31日	1													
八千代市	40.0	2024年3月	80	69	1,048	329	31.4	法律・条例・規則・要綱・規約に設置されている審議会等(休会中の)	19	17	313	94	30.0	4	4	39	7	17.9	30	2	6.7	31	2	6.5	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1									
鎌倉市	40.0	2029年3月	71	65	737	239	32.4	要綱等により設置されている審議会等	61	56	620	194	31.3	5	3	23	4	17.4	39	4	10.3	40	4	10.0	1		1													
鴨川市	30.0	期限なし	41	22	242	56	23.1	地方自治法第202条の3第1項に規定する付属機関	31	22	242	56	23.1	5	2	25	3	12.0	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1													
鎌倉市	35.0	2026年3月	73	53	672	194	28.9	法令又は条例、規則、要綱等により設置されている機関	25	19	286	76	26.6	5	3	25	4	16.0	28	4	14.3	29	5	17.2	1		2	2021年8月1日												
君津市	30.0	2023年3月	38	25	492	105	21.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会	38	25	493	106	21.5	5	2	28	4	14.3	37	9	24.3	38	10	26.3	1		1													
津安市	30.0(男女の構成比率)	目標期限はない	62	55	890	330	37.1	すべての審議会が対象	22	17	277	82	29.6	5	4	27	5	18.5	26	3	11.5	27	3	11.1	1		2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	1							
四街道市	38.0	2027年1月	44	40	438	145	33.1	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により執行機関の附属機関として設置された審査会、委員会、審議会、審査会その他の調査、審査、諮問又は調査のための機関 市長等の求めに応じ、市民・学識経験を有する者からの意見を聴取し、市政に反映させることを目的として、要綱等により設置された協議会、懇談会その他の機関	35	32	376	118	31.4	5	3	37	6	16.2				1																		
袖ヶ浦市	35.0	2024年3月	50	45	704	226	32.1	地方自治法第202条の3だけでなく、市規則・要綱による会議を含む	29	27	413	132	32.0	5	2	28	3	10.7	28	4	14.3	29	4	13.8	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1											
八街市	25.0	2027年3月	38	22	370	70	18.9	地方自治法に基づく審議会等	32	20	328	66	20.1	5	2	42	4	9.5	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1													
印西市	30.0	2024年3月	60	54	699	201	28.8	市の条例・規則・要綱に基づく審議会	38	34	446	113	25.3	5	3	24	5	20.8	5	1	20.0	38	4	10.5	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1											
白井市	33.0	2026年3月	45	42	531	172	32.4	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関	45	42	531	172	32.4	5	2	8	36.4	30	2	6.7	31	2	6.5	2	2021年7月9日	2	2021年7月9日	1												
富里市	30.0	2023年3月	40	36	448	133	29.7	すべての審議会	40	36	448	133	29.7	5	4	21	8	38.1	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1													
南房総市	30.0	2023年4月	29	16	360	48	13.3	普通地方公共団体の執行機関の附属機関	29	16	360	48	13.3	5	4	32	7	21.9	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1													
佐原市	40.0	2027年3月	62	34	536	141	26.3	法令、規則、要綱等により設置された委員会等	31	23	388	91	23.5	5	3	42	8	19.0	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1													
香取市	30.0	2027年3月	72	58	1,377	376	27.3	条例・規則・要綱等により設置されている懇談会、会議等	31	25	421	90	21.4	5	2	32	5	15.6	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1													
山武市	33.3		46	42	671	179	26.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱や規則等により設置されている審議会等	28	26	411	112	27.3	5	4	31	8	25.8	32	14	43.8	33	14	42.4	1		1													
いすみ市	30.0	2027年3月	21	13	244	53	21.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	20	12	206	34	16.5	5	2	26	2	7.7	16	5	31.3	17	5	29.4	1		1													
大網白里市	30.0	2026年3月	44	31	605	146	24.1	法律、条例、規則、要綱で設置されている審議会等	23	18	368	104	28.3	5	3	30	4	13.3	34	5	14.7	35	5	14.3	1		1													

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

千葉県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
								8	7	313	111	35.5	2	1	16	1	6.3								
	千葉市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	銚子市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	市川市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	船橋市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	館山市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	木更津市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	松戸市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	野田市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	茂原市							3	3	80	31	38.8	1	0	4	0	0.0								
	成田市							1	0	28	0	0.0	0	0	0	0									
	佐倉市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東金市							2	2	152	54	35.5	0	0	0	0									
	旭市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	習志野市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	柏市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	勝浦市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	市原市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	流山市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	八千代市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	我孫子市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鴨川市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鎌ヶ谷市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	君津市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	富津市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	浦安市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	四街道市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	袖ヶ浦市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	八街市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	印西市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	白井市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	富里市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南房総市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	匝瑳市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	香取市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	山武市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	いすみ市							1	1	38	19	50.0	0	0	0	0									
	大網白里市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	酒々井町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	栄町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	神崎町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	多古町							1	1	15	7	46.7	0	0	0	0									
	東庄町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	九十九里町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	芝山町							0	0	0	0		0	0	0	0									

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)							
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				
/	/	横芝光町												0	0	0	0		0	0	0	0							
/	/	一宮町												0	0	0	0		0	0	0	0							
/	/	陸沢町												0	0	0	0		0	0	0	0							
/	/	長生村												0	0	0	0		0	0	0	0							
/	/	白子町												0	0	0	0		0	0	0	0							
/	/	長柄町												0	0	0	0		0	0	0	0							
/	/	長南町												0	0	0	0		1	1	12	1	8.3						
/	/	大多喜町												0	0	0	0		0	0	0	0							
/	/	御宿町												0	0	0	0		0	0	0	0							
/	/	鋸南町												0	0	0	0		0	0	0	0							

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 市 市 区 区 府 町 村 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査							備考の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例							
	26	1の合計	53	0	46		2		49	48	48	48	47	38	
	6	2の合計	1	35	7		51		3	4	4	4	6	5	
	6	3の合計	0	12			0		0	0	0	0	0	0	
	16	4の合計	0	6			2		2	2	2	2	1	11	
12	千葉県市議会	千葉県議員旧姓使用取扱要綱	千葉県議会	1	3	1		2		1	1	1	1	1	
	1	千葉県議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)(以下「承認申請書」という。)により、市長の承認を受けなければならない。 第3条 承認申請書は、原則として、千葉県職員服務規程第4条第2項の履歴事項変更届に添えて、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 第5条 市長は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り消すことができる。 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。 第7条 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、復職して、再び旧姓を使用することできない。 第8条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので所属長が定めるものとする。 第9条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、市長及び第3条の規定による手続が乱れが生じないように努めなければならない。 第10条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 第11条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員は、当該承認を受けたことを旨とする文書等を所属長を経由して人事課長に提出することにより、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第2条第1項及び第3条の規定による手続を省略することができるものとする。 第12条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。	1	3	1		2		1	1	1	1	1		
12	鎌倉市議会	鎌倉市議員の旧姓使用に関する要綱	鎌倉市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	
	1	鎌倉市議員の旧姓使用に関する要綱 (職責) 第1条 この要綱は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によってその戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)により、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 第3条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記様式第3号、以下「台帳」という。)に記載するものとする。 (旧姓を使用する範囲) 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等であつて、総務局長が別に定めるものとする。 第5条 旧姓を使用できない文書等は、次の各号に掲げるものとする。 1 職務書、請求書、社会保険事務所、銀行その他の外部の機関等の事務に支障を生ずるおそれのあるもの 2 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの 3 人事情報等関係文書で電子計算システムの更新が必要となるもの 4 その他職務遂行上又は事務処理上、支障や混乱を生ずるおそれのあるもの(旧姓使用中止の届出) 第6条 旧姓使用職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(別記様式第4号)により提出しなければならない。 第7条 任命権者は、前項の規定による届出があつた場合は、台帳に記載するものとする。 第8条 職員は、特段の理由なく旧姓使用申請と旧姓使用中止届出を繰り返してはならない。 (人事異動等の場合の取扱い) 第9条 旧姓使用職員は、異動が生じた場合は、新しい所属長に旧姓使用承認通知書を提示しなければならない。 第10条 他の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員が異動してきた場合は、旧姓使用職員の旧姓使用は、承認されたものみなし、第2条第1項及び第3条の規定による手続を省略することができるものとする。 (職務) 第11条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、事業者、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 第12条 旧姓使用職員は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 第13条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用と公務の正常な運営が図られるよう努めなければならない。 (関係団体等への派遣職員の取扱い) 第14条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第15条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。	1	2	1		2		1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がある。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上認めない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
コ コ 1 1 ド	市 村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等の規定がある。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い規定がある。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
12	市	市川市	1	1	4	2		2							
12	市	船橋市	1	1	4	2		2							
12	市	館山市	1	1	2	1		2							
12	市	木更津市	1	1	3	1		2							
12	市	松戸市	1	1	2	1		2							
12	市	野田市	1	1	3	1		2							
12	市	茂原市	3		2	1		2							
12	市	成田市	1	1	1	1		2							
12	市	佐倉市	1	1	2	1		2							

都	市	区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7						
進	区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間後、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
府	市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
県	市		議 会 名													
コ	コ															
ド	ド															
12	##	東金市	2	東金市議会	1	2	1	東金市議会会議規則 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
12	##	旭市	1	旭市議会	1	2	1	旭市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
12	##	習志野市	1	習志野市議会	1	3	1	習志野市議会会議規則 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	4
12	##	柏市	1	柏市議会	1	2	1	柏市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
12	##	勝浦市	4	勝浦市議会	1	3	1	勝浦市議会会議規則 第2条第1項「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため、同条第2項(出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして)」第30条第1項、同条第2項も同様	2	1	1	1	1	1	1	
12	##	市原市	1	市原市議会	1	3	1	市原市議会会議規則 ※第2条は本案議、第91条は委員会の欠席の届出の規定 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届出ることができる。 (欠席の届出) 第1条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届出ることができる。	2	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
コ ー ド 名	区 村 名	議 会 名	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に採用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、その旨を旧姓使用承認通知書(別記第2号様式)により、当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するとともに、旧姓使用者台帳(別記第3号様式)に記録するものとする。 (旧姓使用の承認の取消) 第5条 任命権者は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる場合には、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、旧姓使用承認取消通知書(別記第4号様式)により、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる事由を付して、当該旧姓使用者に通知するとともに、旧姓使用者台帳に記録するものとする。 3 第1項の規定により、旧姓の使用の承認を取り消された旧姓使用者は、前項の事由が消滅した場合には、再度、旧姓の使用の承認を申請することができる。 4 前項に規定する申請については、第3条第3項及び前条の規定を準用する。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、中止しようとする日の1月前までに、旧姓使用中止届(別記第5号様式)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 2 任命権者は、前項の規定による届け出があった場合には、旧姓使用者台帳に記録するものとする。 (旧姓使用の承認申請の制限) 第7条 前条第1項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用の承認を申請することができない。 (異動が生じた場合の旧姓使用承認等の取扱い) 第8条 旧姓使用者は、所属間で異動が生じた場合には、速やかに新しい所属長に旧姓使用承認通知書を提示しなければならない。													
12	## 市原市		(旧姓使用者等の義務) 第9条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民、他の職員等に誤解及び混乱を生じさせないよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用と公務の正常な運営が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に期滿等により戸籍上の氏を改めた職員のうち旧姓を使用しようとするものは、平成30年5月31日までに、所属長を経て、任命権者に旧姓使用承認申請書を提出するものとする。													
12	## 浜山市	1	浜山市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 旧姓使用に関する内部規定(一般未公開)のため、全文が該当なりません。	浜山市議会	1	3	1	浜山市議会会議規則 第2条第2項「議員は出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内」	2		1	1	1	1	2	4
12	## 八千代市	1	八千代市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、異子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって氏を改めた後、引き続き婚姻等の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	八千代市議会	1	2	1	八千代市議会会議規則 第1条第2項「議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠に場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
コ ー ド	市 区 町 村 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
12	## 我孫子市	1	我孫子市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、議員が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「産前」という。)によって戸籍上の氏名取替後も、引継ぎ姓(旧姓)の氏名(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 議員は、市長の承認を受けて、法令等に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行又は事務処理上解釈や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 2 前項に規定する旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 別表(第2条関係) 1 我孫子市議員の通勤手当に関する規則(昭和33年規則第2号)に規定する文書 ○通勤費認定簿(別記様式) 2 我孫子市議員の住居手当に関する規則(昭和59年規則第8号)に規定する文書 ○住居費認定簿(別記様式) 3 我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号)に規定する文書 ○美施館に関する文書(第80号様式(その1)から(その4)まで) ○その他我孫子市財務規則に定める支出執行書等の文書(図鑑、会議及び決裁の押印) 4 我孫子市議員職務規程(昭和63年訓令第2号)に規定する文書 我孫子市議員職務規程で定める様式(定款書(様式第1号)及び身分証明書(様式第4号)を除く。) 5 我孫子市文書管理規程(平成7年訓令第3号)に規定する文書 我孫子市文書管理規程で定める様式 6 その他 ○前項に掲げるもののほか、規則、訓令等の規定により、庁内において氏名を記す申請書等 ○職員名簿 ○行政組織図 ○名刺 ○その他法令等に基づかない文書等で人事担当課長が認めるもの	我孫子市議会	1	2	1			1	1	1	1	1	4	
12	## 鴨川市	4		鴨川市議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	4
12	## 鎌ヶ谷市	1	鎌ヶ谷市議員の旧姓使用に関する取扱規程 第2条 議員は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について旧姓を使用することができるものとする。	鎌ヶ谷市議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
12	## 君津市	3		君津市議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
12	## 高津市	1	高津市議員旧姓使用取扱規程 第261号(第3条に規定する一般職に属する職員とする。ただし、婚姻等により氏を改めた後、相当の期間を経過により、その改めた氏の呼称が社会的に認知されていると認められる職員については、この限りでない。)	高津市議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
12	## 浦安市	1	浦安市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、浦安市の一般職に属する職員(以下「職員」という。)の旧姓使用の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。	浦安市議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1

都	市	市	区	町	村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
						議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	間1 議員の出産事由と して明記した規定(産休 含む)がある。	間2 間1で1.を選択した場 合、取得することが可 能な休業期間は、次の うちどれか。	間3 間1で1.を選択し た場合、出産に 係る産前産後 期間の明記はあ るか。	間4 間3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	間5 間1で1.を選択した場合、休暇期 間の報酬について減額の規定はあ るか。	間6 間5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	間7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につ いて、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
道	府	県	市	町	村	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短 いが、運用上認めている。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長 い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異事例	配偶者 の出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
						西街道市議会	4	1	2	1	西街道市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2			
						榑ヶ浦市議会	4	1	3	1	榑ヶ浦市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1		
						八街市議会	4	1	2	1	八街市議会議員規程 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出するものとする。 (欠席の届出) 第3条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出するものとする。 (欠席の届出) 第4条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出するものとする。 (期末手当の減額) 第5条 6月1日及び12月1日(次項においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前月以内の期間において、前条に規定する議員報酬の支給の減額月があるときは、その月に係る期末手当の額は、その減額月における前月以内の期間に、前条第1項の規定に準じて算定する。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の最も高い方の減額割合を適用する。 (適用除外) 第6条 次の各号に掲げる事由により議員が長期欠席をしたときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害 (2) 災害その他議員の責に非ざる事故等の場合で、議長が公務上の災害等に準ずると認めるもの (3) 女性議員の出産 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症候病原体保有者となった場合	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
						印西市議会	2	1	2	1	印西市議会議員規程 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		1	1	1	1	1	1			
						白井市議会	1	1	2	1	白井市議会議員規程 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			
						富里市議会	3	1	2	1	富里市議会議員規程 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			

都	市	区	市	市	区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
						議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間2 間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間3 間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	間4 間3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間5 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間6 間5で1.を選択した場合	間7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
道	府	県	市	町	村	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い規定がない。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
						南房総市議会	1		2	1				2	1	1	1	1	1	1
						匝瑳市議会	1		2	1				2	1	1	1	1	1	1
						香取市議会	2		3	1				2	1	1	1	1	1	4
						山武市議会	3		2	1				2	1	1	1	1	1	1
						いすみ市議会	4		2	1				2	1	1	1	1	1	1
						大網白里市議会	1		3	1				2	1	1	1	1	1	4
						酒々井町議会	4		2	1				2	1	1	1	1	1	1
						栄町議会	4		2	1				2	1	1	1	1	1	1
						神崎町議会	2		2	1				2	1	1	1	1	1	4
						多古町議会	4		2	1				2	1	1	1	1	1	1

都	市	市	区	町	村	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
							議員の出席欠席事由と明記した規定(産休を含む)があるか。	間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。									
議員の出席欠席事由と明記した規定(産休を含む)があるか。							間1	間2	間3	間4	間5	間6	間7												
議員の出席欠席事由と明記した規定(産休を含む)があるか。							間1	間2	間3	間4	間5	間6	間7	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。											
議員の出席欠席事由と明記した規定(産休を含む)があるか。							間1	間2	間3	間4	間5	間6	間7	1. 明記した規定がある	2. 明記した規定はないが、運用上認めている	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない	4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。								
議員の出席欠席事由と明記した規定(産休を含む)があるか。							間1	間2	間3	間4	間5	間6	間7	1. あり	2. なし	3. その他	その他異体例	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
12	##	東佐野	3			東佐野議会	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	間1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間1で1. を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	間5で1. を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4		
12	##	九十九里町	4			九十九里町								第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1		
12	##	芝山町	4			芝山町議会								第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1		
12	##	橘芝光町	4			橘芝光町議会								第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	4	4	4	4	4	4	4	4		
12	##	一宮町	2			一宮町議会								第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	4		
12	##	睦沢町	4			睦沢町議会								(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1		
12	##	長生村	1			長生村議会	長生村議員の旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとする場合は、村長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、採用時又は長生村役場庶務課(昭和49年長生村制令第1号)第3条の規定による氏名変更に関する届を行う際に、旧姓使用承認願(別記第1号様式)を所長長を經由して総務課長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第5条 村長は、前条の承認願の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を認めるものとする。 2 村長は、前条の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記第2号様式)により、その旨を所長長を經由して当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)に通知するとともに、旧姓使用台帳(別記第3号様式)にその旨を記載するものとする。									長生村議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、又は遅刻し、若しくは定時を過ぎ、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届出をすることができない場合は、その事情がなかつた後、速やかに届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	2
12	##	白子町	4			白子町議会	長柄町職員旧姓使用取扱規程 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 第5条 町長は、前条の承認願の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。								2	2	2	2	2	2	2	2	2		
12	##	長柄町	1			長柄町議会									2	2	2	2	2	2	2	2			
12	##	長瀬町	3			長瀬町議会									2	1	1	1	1	1	1	1			
12	##	大多喜町	4			大多喜町議会								大多喜町議会会議規則 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで	2	1	1	1	1	1	1	1			
12	##	御宿町	4			御宿町議会								御宿町議会会議規則の一部を改正する規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1		
12	##	飯沼町	2			飯沼町議会									2	4	4	4	4	4	2	4			

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

千葉県

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都 道 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当職員又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。						
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	→防1 倫止 理にハ あ規関ラ る定すス 等るマ →規シ が定ト	相に2 談関 ハ、窓すハ 、口のラ い修開ラ を鎌ス 行るマ っ鎌シ つ具ト	向防3 け止 ハ、 4 - そ 他	4 - そ 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後、取り組む予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		0	1	7	5	0	0	0		0	0	5		11			
		1	7	5	0	0	0	0		0	5	15		41			
		0	1	42	0	0	1	0		1	49	1		2			
		53	45		0	0	0	1				33					
12	千葉市	4	4	3						3	2		1	千葉県地域防災計画 共通編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の協理すべき事務又は業務の大綱 P12 機関の名称 公益財団法人文化振興財団(千葉県男女共同参画センター) 事務又は業務の大綱 1 女性相談に関すること			
12	鎌倉市	4	4	1			3			3	4		2	市川市議会関係規集 先例・事例集			
12	南川市	4	4	3						3	1		2	328 議会で使用する氏名、いわゆる通称名は、あらかじめ議長(一般選挙後議長が選挙されるまでの間は議事事務局長)に申し出る。			
12	船橋市	4	4	3						3	2		1	①船橋市地域防災計画(地震2)①-18②船橋市災害対応入庁書(地震初動編) ①ボランティア班 復旧期 女性相談窓口の設置に関すること ②ボランティア班 復旧期 女性相談窓口の設置に関すること			
12	鉾田市	4	4	3						3	2		2	木更津市議会議員政治倫理条例 第5条第1項第6号 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守するものとする。 その権限又は地位を利用して譲り、強制、圧力、その他の他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。			
12	木更津市	4	4	1	1					3	4		3	改選時の政治倫理研修の一部にハラスメント関係研修あり。			
12	松戸市	4	4	1				4		3	2		1	松戸市地域防災計画 女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性職員の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。			
12	野田市	4	4	3						3	2		1	野田市地域防災計画 -避難行動要支援者支援に関すること。 -福祉避難所の開設・運営に関すること。 -相談支援に関すること。			
12	荒川区	4	4	3						3	2		2				
12	成田市	4	4	1	1					2	2		2	成田市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 法令を遵守し、議会及び議員の名義及び地位を濫用する行為を認め、承認を許されるおそれのある行為をしないこと。 (2) その地位を利用して譲り、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。 (3) セクシャルハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他の他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。			
12	佐倉市	4	2	1	1					3	2		1	佐倉市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) その地位を利用して譲り、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。 (7) セクシャルハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他の他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。			
12	東金市	4	4	1	1					3	4		2	東金市議会議員政治倫理規程 第三条第一項第四号 市議員の公正な職務執行を妨げ、権限や地位による影響を不正に行使するような働きかけ(ハワーハラスメント・強要・恫喝・口利き等に類する行為)をしないこと。			

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8	問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17		
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12	問13	問14	問15	問16	問17		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っていない。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. その他内容	(防) 倫にハ 相に2 関にハ 向防3 け止 にハ 研にハ 研にハ 研にハ		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後、取り組む予定である。 3. 利用していない。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
	12	4	4	3				3	4		2		
12	晋志野市	4	1	3				3	2		1	晋志野市地域防災計画 注: 晋志野市は、男女共同参画センターを踏まえた活動体制の整備 晋志野市は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について市内及び避難所等における準備を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携して明確化するよう努める。	
12	船橋市	4	2	3				3	2		3		
12	勝浦市	4	4	3				3	4		1	勝浦市地域防災計画 【男女共同参画の観点から踏まえた活動体制の整備】 主な担当: 消防防災課、企画課 市及び県は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について市内及び避難所等における準備を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携して明確化するよう努める。	
12	南阿蘇市	2	2	3				3	4		2		
12	湯山町	4	4	2				3	4		2		
12	八千代市	4	4	3				3	4		1	八千代市災害対応マニュアル 各避難所等の情報収集及び相互支援ネットワークを活用した情報発信、女性活動団と連携した避難所でのコース把握及び対応	
12	晋孫子市	4	4	3				3	2		2		
12	龜川町	4	4	3				3	4		2		
12	津幡町	4	4	3				3	2		2		
12	津田町	4	4	3				3	4		2		
12	高津市	4	4	3				3	4		2		
12	津田町	4	4	3				3	2		2		
12	内田町	4	4	3				3	2		2		
12	榑ヶ浦市	4	3	3				3	1	榑ヶ浦市議会議員政治倫理規程 30. その他(8)旧姓等の使用については、あらかじめ議表に申し出るものとする。	2		
12	八重町	4	4	3				3	4		2		
12	向井町	4	4	3				3	4		2		
12	高津市	4	2	2				2	2		2		
12	津田町	4	4	3				3	4		2		
12	徳島市	4	4	3				3	4		2		
12	徳島市	4	2	3				3	4		2		
12	山成町	4	2	2				2	4		2		
12	いすみ市	4	4	1	1						2	(政治倫理基準)第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。(1)市民全体の代表者としての自覚を有し、一切の行為及び社会規範に反するよう一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。(2)市民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる利益の追求もしないこと。(3)市が行う許可、認可又は課税その他の契約に関し、個人又は特定の企業若しくは団体のために有利な取り扱いをしないこと。(4)市議員の公正な職務執行を妨げ、又はその職務執行にその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。(5)市議員の人事及び市から補助金、交付金、役員料等の受給等の機会を受けている団体の人事に関し、不当な優遇をしなうこと。(6)発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこと。(7)市又は長間団体の主権する行事等において、不適切な介入及び干渉をしないこと。(8)政治的又は道義的に批判を受けるおそれのある発言等の発表その他の行為をしないこと。	
12	大瀬白根町	4	4	3				3	4		2		
12	徳島市	4	4	3				3	4		2		
12	栄町	4	4	3				3	4		1	栄町防災初動マニュアル 13.ボランティアの要入札及び継続に関すること。 14.ボランティア団体等の把握に関すること。	
12	津田町	4	4	3				3	4		2		
12	津田町	4	4	3				3	4		2		
12	津田町	4	4	2				2	4		2		
12	九十九里町	4	4	3				3	4		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるいじめ防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修「ハラスメント防止に関するもの以外」を行っているか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。		
コ シ ノ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. その他		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. その他	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
12	##	芝山町	4	4	3			3	1		芝山町議会議員通称名使用取扱い規程 (趣旨) 第1条 この規程は、芝山町議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏名以外の議員活動に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1) 履歴に關する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 録音機 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 選出後収受の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 千葉県町村議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの。	2		
12	##	横芝光町	4	4	3			3	4		横芝光町地域防災計画 第3編 風水害等編 第2章 災害対応対策計画 第4節 避難計画 第5節 避難所の開設 (4)町は避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に含める。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室・トイレ等施設の利用上の配慮、女性相原窓口や女性専用の物資配布等、運営上の配慮等に努める。なお、女性相原窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。	1		
12	##	二宮町	4	2	3			3	4		二宮町議会議員の通称名等の使用に関する規程 ○二宮町議会議員の通称名等の使用に関する規程 平成30年6月15日 議会訓令第1号 (趣旨) 第1条 この訓令は、二宮町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第6号)第4条第1項及び第2項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「前項」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(様式第1号)を議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会期における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する届出書については、町議会議員一般選挙後初議会の招集日まで補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日までの間で、議長事務局長が定めた期前までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏を使用しようとする場合は、この限りでない。	2		
12	##	陸沢町	4	4	3			3	1		陸沢町議会議員の通称名等の使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、陸沢町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第6号)第4条第1項及び第2項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「前項」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(様式第1号)を議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会期における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する届出書については、町議会議員一般選挙後初議会の招集日まで補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日までの間で、議長事務局長が定めた期前までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏を使用しようとする場合は、この限りでない。	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。					
		問8 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、連絡又は旧職の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)						
	コ シ ノ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし。	1. 1. 倫理にありあかる定す(規程)が定ま 2. 相に2 3. 向防3 4. その他 その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。						
12	## 種沢町																	
12	## 養生社	4	4	3														
12	## 白子町	4	4	3														
12	## 長浜町	4	4	2														
12	## 長瀬町	4	4	3														
12	## 大多喜町	4	4	3														大多喜町地域防災計画 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。
12	## 関宿町	4	4	3														
12	## 新田町	4	4	3														